

丸亀市片岡給付型奨学金制度について

1 概要

この制度は、丸亀市に縁のある片岡政隆様から、教育の機会均等と社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的としてご寄贈いただいた株式の配当金を基にしており、片岡様の意向に沿って、成績優秀で向学心旺盛であるが家庭の経済的な理由で修学困難な丸亀市の生徒(学生)に対し、奨学金を支給するものです。

2 支給対象者

令和8年4月に大学等(短期大学及び大学をいい、大学院、専門学校は除きます。)に入学予定の方又はすでに在学している方で、次の要件を全て満たす方

- ① 市内に1年以上住所を有する保護者と生計を一にしている方
- ② 経済的理由により修学が困難であると認められる方
(丸亀市就学奨励費の支給要件に該当する方:世帯全員が市民税非課税又は国民年金の掛金免除、児童扶養手当を受給 等)
- ③ 学業成績が優秀で修学意欲があり、卒業予定の高等学校校長が推薦する方
(大学等に在学中の場合は、高等学校の成績証明書を提出できる方)

3 支給金額 一人につき年額12万円

4 支給期間 奨学金受給者が在学する大学等の修業年限に応じた期間

5 支給方法 毎年1回1年分を支給(奨学金受給者本人の口座へ振込み)

6 申請に必要な書類

- ① 奨学金支給申請書
- ② 奨学生推薦調書(奨学生推薦調書が提出できない場合は、高等学校の成績証明書)
- ③ 大学等の合格通知書若しくは入学許可証の写し又は在学証明書
- ④ その他教育委員会が必要と認める書類

※①奨学金支給申請書、②奨学生推薦調書は、丸亀市教育委員会教育部総務課にあります。
市ホームページからもダウンロードできます。

※②の奨学生推薦調書については、卒業までにご準備ください。



市 HP はこちら

7 受付期間 令和8年2月2日(月)から令和8年3月31日(火)まで 当日消印有効

8 申請方法

窓口…平日午前8時30分から午後5時15分までの間に丸亀市教育委員会教育部総務課まで、本人又は同居親族が持参
郵送…下記お問合せ先に、簡易書留等郵便物の追跡ができる方法でお願いします。なお、送料は申請者の負担となります。

9 その他

- ・高校生で申請をお考えの場合は、在籍校の奨学金担当の先生にご相談ください。
- ・受付期間終了後選考等の手続を経て、6月頃に支給の予定です。
- ・令和8年度については、8名程度に支給することを予定しています。
ただし、令和8年度予算においてこの制度に係る予算が確保できなかった場合は、支給できないことがあります。
- ・ほかの奨学金との併用も可能です。(詳しくは下記のお問い合わせ先にご確認ください。)